

兵庫県公報

令和2年3月5日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立公園あわじ花さじき管理規則（農産園芸課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県立公園あわじ花さじき管理規則（規則第5号）

兵庫県立公園あわじ花さじきの管理に関して、休園日、開園時間、入園者の遵守事項、施設の利用の許可に係る手続等について定めることとした。

規 則

兵庫県立公園あわじ花さじき管理規則をここに公布する。

令和2年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第5号

兵庫県立公園あわじ花さじき管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、兵庫県立公園あわじ花さじきの設置及び管理に関する条例（令和2年兵庫県条例第1号。第6条及び第12条において「条例」という。）第8条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条の規定に基づき、兵庫県立公園あわじ花さじき（以下「あわじ花さじき」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（休園日）

第2条 あわじ花さじきの休園日は、12月29日から翌年の1月3日までの間において、知事が定める日とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休園日を変更し、又は臨時の休園日を定めることができる。

（開園時間）

第3条 あわじ花さじきの開園時間は、9時から17時までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、開園時間を変更することができる。

（遵守事項）

第4条 あわじ花さじきに入園した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 利用の許可が必要とされているあわじ花さじきの施設を許可なしに利用しないこと。
- (5) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (7) あわじ花さじきの施設に特別の設備、装飾等をしないこと（第10条第1項の承認を受けて行う場合を除く。）。
- (8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (9) みだりに植物を採取し、又は損傷しないこと。
- (10) みだりに動物を捕獲し、又は殺傷しないこと。
- (11) 前各号に掲げる事項のほか、あわじ花さじきの管理上必要な指示に従うこと。

(入園の拒否等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入園を拒否し、又は退園を命ずることができる。

- (1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある者その他前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者
(利用の許可の申請)

第6条 条例第4条の許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、兵庫県立公園あわじ花さじき便利施設事業申請書(様式第1号。次条及び第8条において「事業申請書」という。)に、便利施設の利用計画を記載した図面その他便利施設の利用に関し知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(利用の許可の基準)

第7条 知事は、事業申請書を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) あわじ花さじきの施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、あわじ花さじきの管理上支障があるとき。

(利用の許可等)

第8条 知事は、事業申請書を受理した場合において、利用許可を決定したときは、兵庫県立公園あわじ花さじき便利施設利用許可書(第11条第1項及び第3項において「利用許可書」という。)を当該申請をした者に交付するものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、あわじ花さじきの管理上必要があるときは、当該利用許可に条件を付することができる。
- 3 知事は、事業申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(駐車場の利用の許可)

第9条 あわじ花さじきの駐車場の利用については、前3条の規定にかかわらず、駐車場を利用しようとする者が所定の方法により自動車を駐車したときは、利用許可を受けたものとみなす。

(設備等の設置の承認等)

第10条 利用許可を受けた施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、その利用後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用の変更)

第11条 利用許可書の交付を受けた者は、利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立公園あわじ花さじき利用内容変更承認申請書(様式第2号。次項において「利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書その他便利施設の利用に関し知事が必要と認める書類を添えて、これを知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 3 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあつては、所在地又は名称)を変更したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(管理)

第12条 条例及びこの規則に基づく知事の権限のうち、条例第6条第3項及び第4項の規定並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第6条第1項に規定する指定管理者(以下この条及び次条において「指定管理者」という。)が行うものとする。ただし、第2条第1項及び第3条ただし書の規定に基づく権限については、指定管理者が、あらかじめ知事に協議して行うものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、あわじ花さじきの管理に関して必要な事項は、指定管理者が知事の承

認を受けて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条—第8条関係）

兵庫県立公園あわじ花さじき利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー 番

利 便 施 設 の 用 途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第2号（第11条関係）

兵庫県立公園あわじ花さじき利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー 番

変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	利用の期間		年 月 日から 年 月 日まで
	そ の 他		
変 更 の 理 由			